

地域の住民が誇りと愛着を持つことができる
活気に満ちた地域社会を実現します！

観光立国推進基本法の 制定について

～ 魅力ある観光地づくりと国際・国内観光の振興
を推進し、観光立国を実現～

それぞれの地域が持つ特色を生かした魅力ある観光地づくりの
取組みを推進するとともに、それぞれの地域の伝統、文化などの
魅力を内外に発信して国際・国内観光を振興するなど、
観光立国の実現に関する施策を総合的、計画的に推進します。

平成18年12月

～皆様へ～

観光立国推進基本法の制定により、私達が誇りと愛着を持つことができる活気に満ちた地域社会を実現します。

政府は、観光立国推進基本計画(マスタープラン)を策定します。

各地域で、創意工夫を生かした主体的な取組みを推進します。

国際競争力の高い
魅力ある観光地の形成

観光産業の
国際競争力の強化

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 観光資源等の保護、育成
- 交通施設の総合的な整備

- 観光産業の国際競争力の強化
- 観光振興に寄与する人材の育成

観光立国の実現
— 住んでよし、訪れてよしの国づくり —

国際観光の振興

国内外からの観光旅行の
促進のための環境の整備

- 外国人観光旅客の来訪の促進
- 国際相互交流の促進

- 観光旅行の容易化、円滑化
- 観光旅行者に対する接遇の向上
- 観光旅行者の利便の増進
- 観光旅行の安全の確保
- 新たな観光旅行の分野の開拓
- 観光地の環境、景観の保全
- 観光に関する統計の整備